

◆夜間営業の飲食店等を支援◆

山形県飲食業等緊急支援給付金のお知らせ

新型コロナウイルス感染者の急増による自粛ムードの広がりから、これまでにない厳しい経営状況にある、酒類を提供する夜間営業の飲食店等に対して、年末年始を乗り越えて事業継続できるよう県独自の給付金を緊急に給付します。

対象事業者

- ①酒類を提供する夜間営業の飲食店 ② 運転代行業

※対象事業者の詳細要件は裏面をご覧ください。

給付額

- ① 1事業者あたり 20万円
② 県内で複数店舗を経営する事業者 30万円
※単独店舗でも従業員数が6名以上の事業者は 30万円

対象要件

- ① 県内に本社又は本店を置く中小企業・小規模事業者及び個人事業主
② 通常営業で夜9時以降も営業していること（飲食店の場合）
③ 酒類を提供していること（飲食店の場合）
④ 10月・11月・12月のいずれかの売上が前年同月比で30%以上減少した
こと
⑤ 新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドラインによる対策を実施して
いること
⑥ 今後も事業を継続すること

※新規創業者の売上比較方法は県ホームページの「よくあるお問い合わせ」をご覧ください。

申請受付期間：令和2年12月21日(月)～令和3年2月26日(金)必着

申請方法：各地域の県総合支庁地域産業経済課へ郵送

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から来庁はお控えいただき、必ず郵送で申請ください。

郵送の際は、封筒に「給付金申請書在中」と朱書きしてください。

提出書類

※提出書類の詳しい説明は申請書様式の裏面をご覧ください。

★申請書様式は県HPからダウンロードしてください。

- ①交付申請書
②食品衛生許可証の写し又は運転代行業認定証の写し
③夜9時以降も営業していることが分かる書類
④酒類を提供していることが分かる書類
⑤売上が減少したことを証する書類
⑥振込先口座の通帳の写し
(30万円申請の場合)
複数店舗経営が分かる書類
従業員数を証する書類

裏面もご確認ください

ご注意いただきたい点

＜対象事業者に関する注意点＞

- 主たる業種が「飲食店」「運転代行業」に該当する事業者が対象となります。なお、主たる業種の判断は確定申告における業種で判断します。
- 本給付金における「飲食店」は、日本標準産業分類における「中分類 76 飲食店」を基準としております。そのため、宿泊業や持ち帰り・配達飲食サービス業は対象外です。ただし、「カラオケボックス」については、本給付金の主旨に鑑み、食品衛生許可証の交付を受けている事業者に限り「飲食店」に含めます。
- 主たる業種が「運転代行業」で「タクシー業」「ハイヤー業」も営んでいる場合、県で実施している「令和2年度タクシー・ハイヤー事業維持対策支援金」の給付を受けた又は受ける予定の事業者は、本給付金の対象外です。

＜給付額に関する注意点＞

- 給付額30万円の要件となっている「県内で複数店舗経営」を判断する時期は、売上比較対象月の末日時点です。
- 給付額30万円の要件となっている「従業員数が6名以上」の「従業員」には、次の方は含みません。
 - ①会社役員
 - ②個人事業主本人及び同居の親族従業員
 - ③2ヶ月以内の短期雇用又は日雇い雇用の従業員
- 「従業員数が6名以上」を判断する時期は、売上比較対象月の末日時点です。

＜対象要件に関する注意点＞

- 本給付金における「中小企業・小規模事業者」は、中小企業基本法における「中小企業者」及び「小規模企業者」の定義と同じです。
- 自然災害（台風19号）の影響により、令和元年10月・11月・12月の売上が例年より著しく少ない場合は、平成30年10月・11月・12月と令和2年同月との売上を比較できます。

※対象事業者の業種及び対象要件に該当する者であっても、令和2年度山形県飲食業等緊急支援給付金交付要綱第2条第1項第9号で定める暴力団等に該当する者は、本給付金の対象外です。（交付要綱は県ホームページでご確認ください。）

申請書送付先

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から来庁はお控えいただき、必ず郵送で申請ください

地域	郵便番号	住所	課名	電話番号
村山地域	990-2492	山形市鉄砲町2-19-68	村山総合支庁 地域産業経済課	023-621-8442
最上地域	996-0002	新庄市金沢字大道上2034	最上総合支庁 地域産業経済課	0233-29-1306
置賜地域	992-0012	米沢市金池7-1-50	置賜総合支庁 地域産業経済課	0238-26-6045
庄内地域	997-1392	三川町大字横山字袖東19-1	庄内総合支庁 地域産業経済課	0235-66-5484

お問い合わせ先

山形県飲食業等緊急支援給付金コールセンター

電話番号：フリーダイヤル 0120-120-472

開設期間：令和3年1月4日～（土日祝日含む）

受付時間：午前8時30分～午後5時30分まで

山形県産業労働部中小企業振興課

TEL 023-630-2393・2354・2290